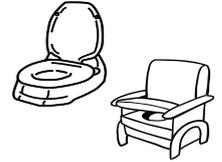


# 介護保険制度による 福祉用具購入費の支給

○ 入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合は、負担割合に応じ、その購入にかかる費用の7割～9割が支給されます。  
 (支給限度基準額は同一年度内に10万円までで、負担割合に応じ、支給額の限度は7万円～9万円)

## 1 対象となる福祉用具

対象となる福祉用具は次のとおりです。



### ① 腰掛便座

簡易洋式便器、補高便座、ポータブルトイレ等

### ② 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち、尿や便の経路となるもので居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの

### ③ 入浴補助用具

入浴用いす、浴槽内いす、浴槽用手すり、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト



### ④ 簡易浴槽

空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの

### ⑤ 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので移動用リフトに連結可能なもの

### ⑥ 排泄予測支援機器

膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を通知するもの

### ⑦ スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る

### ⑧ 歩行器（歩行車を除く）

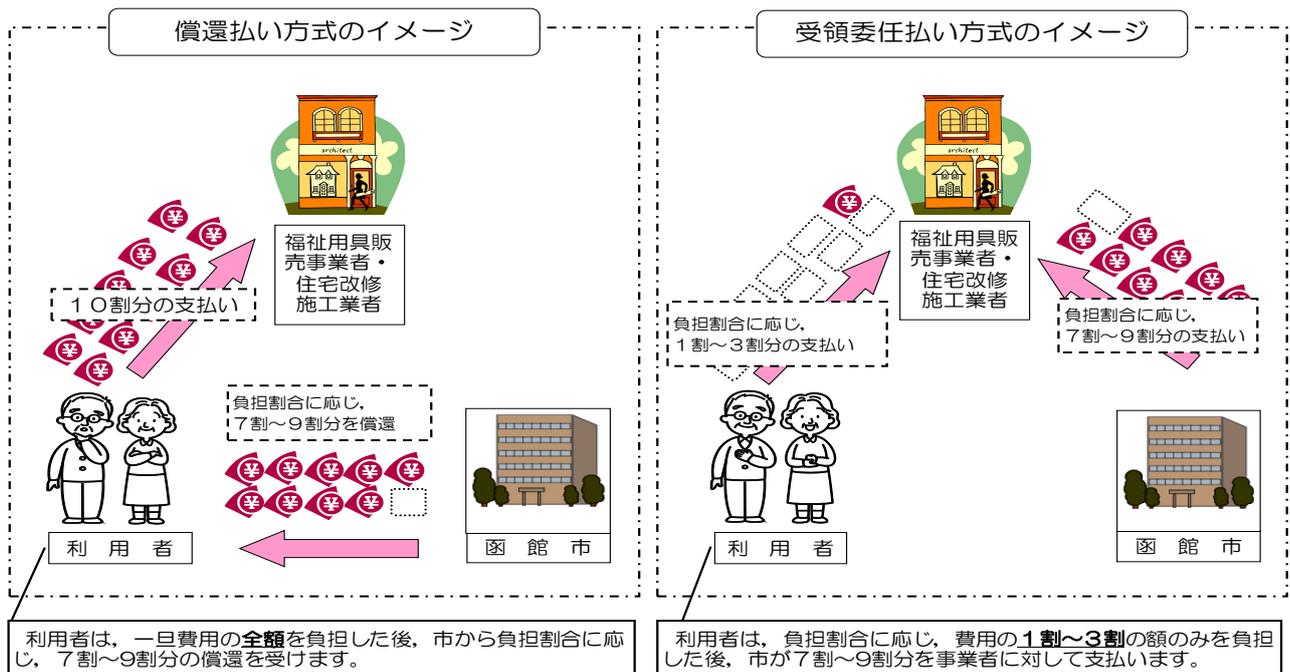
歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの

### ⑨ 歩行補助つえ（松葉杖を除く）

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチおよび多点杖に限る

## 2 支給方法

利用者は、支給方法を「償還払い方式」、「受領委任払い方式」のいずれかから選ぶことができます。



※ 福祉用具は、指定業者から購入した場合のみ対象となります。  
 ※ 受領委任払い方式は、市の「福祉用具購入費受領委任払事業者名簿」に事前登録された事業者のみ利用できます。同名簿は介護保険課のホームページのほか、窓口でも閲覧できます。(ケアマネジャーにもお問合せください。)  
 【参考】介護保険課ホームページ <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012300315/>

福祉用具購入費の支給を希望する方は、次の手順で手続きをしてください。

**①** 要介護認定を受けます。

要支援1、2または要介護1から5の判定を受けます。

(これらの判定を受けられなかった場合は、介護保険制度による福祉用具購入費の支給制度を利用することができません。)

**②** 相談をします。

利用者が福祉用具の購入を希望する旨をケアマネジャーや福祉用具販売事業者等に相談します。

福祉用具販売事業者が利用者の自宅を訪問し、現在の身体状況や福祉用具の必要性を確認します。

**受領委任払い方式**をご利用になる場合は、「福祉用具購入費受領委任払事業者名簿」から事業者をお選びください。  
(介護保険課のホームページのほか、窓口でも閲覧できます)

※令和6年4月から貸与と購入の選択制が導入された福祉用具(対象となる福祉用具の⑦⑧⑨)の購入を検討する場合には、ケアマネジャーや福祉用具販売事業者等から必要な情報提供を受けたうえでご検討ください。

**③** 福祉用具の購入後、費用の支払いをします。

<b>償還払い方式の場合</b>	利用者は福祉用具の購入後、購入費用の <b>全額</b> を福祉用具販売事業者に支払います。
<b>受領委任払い方式の場合</b>	利用者は福祉用具の購入後、介護保険福祉用具購入費の対象となる費用額の <b>1割から3割の額</b> を福祉用具販売事業者に支払います。

**④** 購入後の支給申請をします。

【添付書類】

- ・領収書
- ・福祉用具のパンフレット等
- ・その他必要と認められた書類

<b>償還払い方式の場合</b>	介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書を添付書類とともに市に提出します。
<b>受領委任払い方式の場合</b>	介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)を添付書類とともに市に提出します。

※排泄予測支援機器を申請する場合には、以下のいずれかの書類が必要となります。

- ・介護認定審査における主治医意見書
- ・サービス担当者会議における医師の所見
- ・介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- ・個別に取得した医師の診断書

**⑤** 福祉用具購入費の支給を受けます。

<b>償還払い方式の場合</b>	利用者は市から福祉用具購入費の対象となる費用額の <b>9割から7割の額</b> の支給を受けます。
<b>受領委任払い方式の場合</b>	<b>福祉用具販売事業者</b> は市から福祉用具購入費の対象となる費用額の <b>9割から7割の額</b> の支給を受けます。

【支給時期】

- ・通常、購入後の支給申請のあった月の翌月末日払いとなります。

ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。